

文教経済常任委員会行政視察報告

文教経済常任委員長 山際 務

【視察日程】平成 30 年 7 月 24 日（火）～26 日（木）

【視察委員】山際務委員長，平あや子副委員長

平松洋一委員，荒井宏幸委員，渡辺仁委員，渡辺均委員，内山則男委員
小柳聡委員，串田修平委員，松下和子委員，青木学委員，小泉仲之委員

【視察地】札幌市，北海道千歳市，北海道帯広市，北の起業広場協同組合（北海道帯広市）

【調査事項】札幌市：札幌ドームの施設運営について

北海道千歳市：道の駅「サーモンパーク千歳」について

北海道帯広市：子どもの通学路に係る安全対策について

北の起業広場協同組合（北海道帯広市）：北の屋台の取り組みについて

○札幌ドームの施設運営について【札幌市】

1 札幌ドームについて

平成 5 年 1 月に札幌市が 2002 F I F A ワールドカップ大会開催候補地に決定したことを受け，平成 8 年 1 月に会場となる競技場をドーム化することを決定した。平成 9 年 6 月着工，平成 11 年 5 月に竣工した施設で，土地代 113 億円，工事費 422 億円，計 535 億円を投じ，そのうち民間からの寄附や地方交付税などを除く約 100 億円が札幌市の支出である。

札幌市が所有し，株式会社札幌ドームが管理運営を行っている。指定管理料は利用料金収入に加え自主事業による収益を充てていることから，札幌市の支出はゼロである。

特徴として，天然芝フィールド全体を浮かせてドームの内と外とを水平移動する世界初の「ホヴァリングサッカーステージ」を有しており，サッカーだけでなく野球やコンサートなど多目的なイベントに対応できる施設となっている。

J リーグコンサドーレ札幌のホームスタジアム（年間 17 試合）やプロ野球日本ハムファイターズの本拠地球場（年間 60 試合）として使用されていて，稼働率は毎年 70%を超え，年間来場者数はここ 3 年間で 300 万人以上という実績である。

ただし，一昨年に日本ハムファイターズが新球場を建設し，本拠地を移転する計画が出ており，本年 12 月までに正式決定するとのことで，今後の利用や収入について大きな影響があると考えられる。



2 施設の管理，維持費等について

非公募にて株式会社札幌ドームが4年間の指定管理を受けており，前述のとおり指定管理料として札幌市からの支出はなく，利用料金収入及び自主事業収入で維持管理及び運営費を賄っている。修繕も指定管理者が実施し，大型ビジョンの更新など，資産価値のあるものは後に札幌市に寄付の形をとっている。なお，収支バランスは，開業以来，黒字であったが，大型ビジョン改修を行った2014年度のみ赤字決算となった。



通常の維持管理のうち，天然芝フィールドをドーム内外に移動するグラウンド転換については1回あたり12時間を要し，主に人件費として約500万円が掛かるとのことである。なお，ドーム内の人工芝について，他球場では砂やゴムチップ入りが主流であるものの，グラウンド転換時に巻き取りが必要なことから構造上別物であり，プレイヤーからは賛否があるとのことである。その他，試算によると今後10年間で約100億円の修繕費が必要とのことであった。

3 今後の利用について

日本ハムファイターズの本拠地移転の結論はまだ出ていないものの，現在70%を超える稼働率をさらに向上させるため，平日の利用拡大を目指しているとのことである。

また，万が一プロ球団の本拠地球場でなくなった場合，現在アマチュアの利用が年間20日程度であったものを増やすとともに，コンサートなど収益性の高いイベントを誘致し収支を保つことが重要との認識であった。

4 所見



札幌市は冬季オリンピック開催地であり，その経験上，大規模イベント後の施設の利用や維持管理については市民のための施設となるよう考慮され，札幌ドームは通年利用や多目的利用についての検討がなされた施設であることがうかがえた。

しかしながらその多様性を重視するほどイニシャルコスト，ランニングコストは増す一方であることから，箱もの建設に当たっては十分な検討が必要であることを再認識させられた。

本市でも小針球場や鳥屋野球場の老朽化により野球関係者から新たな野球場建設に対する要望が挙げられているが，プロ球団の誘致などが現実味を帯びれば，多用途な施設も考えられるものの，実現できない場合，冬期間の稼働率の低下や後々の維持管理費等について，慎重を期した協議が必要であり，市民の負担，重荷となることは避けなければならない。

その他，施設を見学した上で感じたことは，約20年前に設計されたものであることから，バリア

フリーの点でやや遅れが見られた。超高齢化社会を迎える現代においてこれらの対策は早急に改善される必要を感じた。

○道の駅「サーモンパーク千歳」について【北海道千歳市】

【施設概要】

延床面積：1869.49 m²（地上1階建て、鉄骨造）

敷地面積：約30,000 m²

施設内

テナント

農産物直売所，レストラン2店舗，フードコート4店舗，土産等物販，コンビニエンスストア（北海道の道の駅内に初出店であり，防犯の意味合いもある）



施設外

駐車場：233台（うち身体障がい者用6台含む），急速充電器1台（30分500円）

周辺施設

サケのふるさと千歳水族館：サーモンパーク内に一般社団法人青少年教育財団が運営する水族館がある。平成27年7月にリニューアルオープン。

インディアン水車：施設裏の千歳川には，ふ化事業に用いる親魚を捕獲するインディアン水車が夏から秋にかけて設置され，遡上するサケの捕獲風景を見学できる。

施設の特徴（女性，子育て世代を意識した施設整備）

自然光を取り入れた明るいトイレで女性用にパウダーコーナーを設置

キッズスペースにボーネルンドの遊具，プロジェクションマッピングを設置

キッズトイレ，ミルク用給湯器，授乳室，オムツ替えコーナーを設置

1 滞在型道の駅

千歳市は人口約97,000人，そのうち基地で働く自衛隊員1万人，その家族を含めると約3万人である。また，空港で働く人が7,800人で，平均年齢41歳と働く世代，子育て世代が多く，道内で一番若い街である。そこで，冬場外に出られない子どもをターゲットに，目的型の道の駅として，「美味しい・楽しい・うれしい」の三つが揃う「まちなかにぎわい空間」として楽しんでもらえるよう



な取り組みを行っている。地元野菜の直売所，北海道で人気のレストラン，物販スペースでの千歳へのこだわり，屋内外での賑わいづくりと先にあげた施設の特徴を生かした話題性のある「ちとせコミュニティ・ステーション」として周辺施設とも連動し，留まる仕掛け作りをしている。

2 リニューアルまでの経緯

平成6年8月	「千歳市サーモンパーク」供用開始
平成8年9月	「千歳サケのふるさと館」オープン
平成16年8月	「千歳市サーモンパーク」を道の駅として登録（道内85番目）
平成17年6月	「道の駅サーモンパーク千歳」供用開始
平成27年7月	「サケのふるさと 千歳水族館」リニューアルオープン
平成28年8月	「道の駅サーモンパーク千歳」リニューアルオープン

平成6年に整備したトイレ等施設の老朽化及び飲食・物販等の利便施設が点在して利用しづらいなどの来場者の意見を参考に、平成23年度からリニューアル事業に着手した。平成16年に道の駅となってからも水族館を含め来場者の下げ止まりは続き、委員会だけでも20回以上の審議を重ね、全てをリニューアルすることとした。

整備・運営手法

地域振興施設建設：リース（事業契約方式） 10年契約 民設

外構工事（駐車場、イベント広場、河川敷等）：市にて発注

地域振興施設管理・運営：指定管理者制度

地域振興施設以外の管理（清掃、除雪等）：市にて委託発注

来場者数

平成27年（8月から）	561,925人
平成28年	1,001,137人
平成29年	995,013人

3 指定管理者及びサケのふるさと千歳水族館との連携

建設前に建設と管理を含めて行うとの議論もあったが、建てる側は運営のリスクを負いたくない、それぞれが得意とするところで行った方がいいとの結論で、管理と建設は別々に行うこととなった。建設は大和リース、管理はシダックスである。

初回は8年、以降7年毎の更新で指定管理料の市の持ち出しは0円である。黒字になった場合、1/2を市が受け取るが、平成27年度、28年度は350万円の赤字。29年度は160万円の黒字（80万円）となった。

サケが観光の目玉となっている千歳市は、日本で初めてサケのふ化場を持ってきた市である。施設裏の千歳川にはふ化事業に用いる親魚を捕獲するインディアン水車が夏から秋に設置され、遡上するサケの捕獲風景を見学することができる。

また、パーク内に一般社団法人青少年教育財団が運営する千歳水族館があるが、ここも同時期にリニューアルし、オープンした。日本最大級の淡水魚水族館とのことで、千歳川の水の中を生かした水族館になっていて、社会教育施設としての役割も果たしている。道の駅が水族館と連携することで、市民の憩いの場として大きく貢献している。

4 所見

子育て世代が多い千歳市は、その世代をターゲットに、新潟では見かけない滞在型の道の駅としてリニューアルし、訪れる人は確実に増加している。隣接する千歳水族館はサケの遡上が見られるなど、道の駅としてのインパクトも大きく、パーク内には、小さい子どもが遊べるスペースもあり、留まる仕掛けづくりにも工夫が見られる。特にトイレのあり方は素晴らしい。



また、野菜等の直売所やお土産、飲食ブース、イベントブースなど、まさに滞在型施設となっている。さらに、駐車場には24時間営業のコンビニもあり、防犯の役割も担っている。

指定管理料について、市の持ち出しはゼロで、3年目で黒字となり市にお金も入ってきている。これからは、休憩で立ち寄る道の駅だけでなく、サーモンパーク千歳のように人の集まる工夫とともに、魅力ある道の駅が本市にも必要なのではないだろうか。また、それが交流人口の拡大にも繋がっていくと考える。

○子どもの通学路に係る安全対策について【北海道帯広市】

1 視察内容

帯広市における子どもの通学路に係る安全対策として、①通学路交通安全プログラム、②通学路安全対策連絡協議会、③帯広市子供安全ネットワーク、④学校現場での不審者出没マップの活用 の4点について担当課から説明を受けた。

帯広市は通学路の安全対策として、通学路安全対策プログラム、安全メール、見守り活動・パトロール、子ども110番の家、不審者出没マップなどを活用している。

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを進めるため、平成27年度から通学路安全対策連絡協議会を設置し、毎年度通学路の合同点検などを行っている。

防犯対策の一環として設けられている子ども110番の家は、帯広市防犯協会やPTA連合会、教育委員会などが実行団体となり、個人住宅、金融機関、スーパー、コンビニなど市内に1,081件設置されている。(平成30年1月末現在)危険行為からの駆け込み実績は、平成20年から実質0件が続いている(大雪1件、迷子1件)。110番の家への登録状況は、高齢化により減少する一方、登録者の子ども世代が継承するケースも見られる。



不審者情報については、保護者等への安全メールやフェイスブックでの情報提供のほか、不審者出没マップを市のホームページに掲載している。通学路の安全対策全般に関わる今後の課題としては、地域で見守り活動を行うボランティアの確保が急がれる。特に夕方の時間帯は集団下校

などと呼びかけているが、見守り隊の数が不足している。

また、今年5月に新潟市で起きた下校中の女児殺害事件をうけて、7月に文部科学省から出された「登下校時における児童生徒等の安全確保について」の依頼をもとに、今後は中学生の通学路についても緊急点検の対象にするとのことであった。

2 所見



本市では平成30年5月に西区で下校中の女児の殺害遺棄事件が起きており、児童の通学路の安全対策をより強化する必要があることから今回の視察を行った。子ども110番の家は、帯広市内で1,000件を超えるが、過去の活用実績が実質ゼロということからも、子どもたちが実際に身の危険を感じた際にすぐ飛び込めるかという点で課題が多いと感じた。市のホームページ上での不審者マップの掲載も危険を回避する上での

防犯対策として有効であると考えているが、子どもたちの身を守る一番の有効策としては、やはり地域の目、日常の見守り活動であると思う。

新潟市においても防犯、防災、交通安全などの面から児童生徒の登下校の安全を守る、「子ども見守り隊」が市内に105団体（複数校区で合同で活動する団体あり）あり、2,845人が登録されている。（平成30年6月12日現在）その他にも、通学路パトロールの強化やスクールガードリーダー（警察官OB）の学校訪問回数の増加など、5月に発生した事件以降、子どもを犯罪から守る取り組みが進んでいる。スクールガードリーダーは市内で8人が登録されているが、（平成30年4月1日現在）勤務回数が少なく、活動回数、活動状況や見守る場所等について、学校や子ども見守り隊等との詳しい情報共有が行われていないという課題がある。今回の西区での事件を受けて学校への訪問回数は、月2回から6回へと増加したものの、1区に1名の配置では市内すべての小中学校への援助を行うには不十分であり、今後は国に対しても財政措置の拡充を求め、体制そのものを抜本的に強化していく必要があると考える。

下校時における見守り活動、特に夕方の時間帯の担い手の確保は全国的な課題でもあり、教育委員会まかせにせず、地域やPTAなどと連携を強め、市全体でさらに進める必要がある。

○北の屋台の取り組みについて【北の起業広場協同組合（北海道帯広市）】

1 設立の目的、背景、経緯

「北の屋台」は、帯広を元気にしたいとの熱い思いを持った市民がつくった屋台村である。

空洞化していく帯広のまちを何とかしたいと、1992年2月、自分たちの資金と行動力でまちづくりに参加しようという市民が40名集まり、まちづくり・ひとづくり交流会を設立。法の壁が高く、



寒い北海道では不可能と言われてきた「屋台」をキーワードに、市民主導のまちづくりがはじまったが、そこには法律の壁が大きく3つはだかった。

1つ目の壁は、道路法、道路交通法で、公道での継続的な営業は一切認められない。そこで民有地を借りて道路のように演出し、屋台を営業することを提案し、許可された。

2つ目の壁は、食品衛生法である。屋台は動くので露店となり、露店の営業許可は1週間なので、露店に店舗の許可は下せないことになる。そこで考えたのは、屋台は動くものであるという既成概念の克服である。民有地を借りて道路のように演出し、そこに屋台を設置して「食堂」として営業することを提案し、許可された。しかも、厨房部分を設置（固定化）することで、移動、組立、収納、夜間営業の作業が省力化され、食堂であるので自由なメニューの提供が可能となった。

3つ目の壁は、消防法、建築基準法で、1つの敷地内に同一目的の建物は1棟しか建設できない。1棟の建物とは屋根が1つということなので、4街区に区画分けし、厨房の屋根を連結することで許可された。

こうして法律の壁をクリアし、2000年2月に「北の起業広場協同組合」が設立、その後、運営体制（後述）を整え、2001年7月29日に「北の屋台」はオープンしたのである。

2 運営体制



屋台の契約は1期3年を基本としていて、その間に、顧客を獲得し、接客、調理の技術を磨き、資金を貯め、独立、開業という流れで、インキュベーション事業としての機能も果たしている。出店の半年前に説明会を行い、説明会の2カ月前から募集を行う。

屋台の間取りは3m×3.3m（3坪）。敷地面積は11m×50m（160坪）であり、20店の屋台が4区画に分かれて並び、中央にトイレとシンボル像がある。トイレ

は男子用、女子用、障がい者用、すべて水洗、ウォシュレット付きで、シンボル像 *ikinkin*（いきぬきん）は心の拠りどころとして中央広場に設置された。

店主の負担は、開業時に、申込金20万円、保証金100万円が必要で、保証金は何もなければ3年後に返還される。月の家賃8万円、共益費（広告宣伝費含む）4万円、ごみ処理費約7千から1万円で、それ以外の電気・水道・ガス代は各店負担となる。

3 所見

2日目の行程終了後、個人的に現地へ足を運んでみたが、どこの屋台も盛況でにぎわっていた。店主のつかず離れずの接客は、適度なコミュニケーションを楽しみながら独特の雰囲気酔うのには丁度いいと感じた。せつかく屋台が軒を連ねているので、1軒にとどまらず何軒か立ち寄りお客さんが多いとのこと。この屋台の一角は繁華街



に面した立地であるので、国内外から訪れる観光客はここで勢いをつけて目の前の繁華街へと繰り出すようである。

本市においても古町の空いた土地にこのような屋台村をつくり、活性化の起爆剤や観光の目玉として盛り上げたい。不可能と言われてきた寒い北海道でも成功できたのだから本市で出来ないわけではない。